

改正

平成26年 9 月 24日 規則第49号

平成29年 1 月 17日 規則第 1 号

令和 3 年 12月 16日 規則第45号

関市地区集会施設設置等助成規則

関市地区集会施設助成規則（昭和47年関市規則第13号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、毎年度予算の範囲内において、市内の集会施設の設置若しくは改修又はエアコンの設置（以下「設置等」という。）に必要な資金の一部について助成金を交付することにより、集会施設の整備改善を図り、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において「集会施設」とは、1 又は複数の自治会等において、当該地区の社会生活その他集団活動に供するため設置し、共同で管理し、及び利用する建物並びにその敷地をいう。

（助成対象経費）

第 3 条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- （1） 集会施設の設置に要する経費（用地の取得及び造成に要する経費を含む。）
- （2） 集会施設の改修に要する経費（改修するために必要となる取壊しの経費を含む。）
- （3） エアコンの設置に要する経費

（助成金額）

第 4 条 設置等に係る助成金の額は、別表に定めるところにより算出し、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合において、国又は県からの補助金その他の収入がある場合は、これを控除した額とする。

（助成金交付申請等）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置等に着手する前に関市地区集会施設設置等助成金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書（別記様式第 2 号）
- （2） 収支予算書（別記様式第 3 号）
- （3） 設置等に係る工事の見積書
- （4） 設置等に係る工事の着工前の写真
- （5） 集会施設の位置図
- （6） 設置等に係る工事の施工の前後が分かる図面
- （7） 設置等に係る工事の契約書
- （8） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付するかどうかを決定し、関市地区集会施設設置等助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 4 号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知する。

3 前項の規定により、助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は設置等を中止しようとするときは、関市地区集会施設設置等助成金交付申請変更等承認申請書（別記様式第 5 号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市地区集会施設設置等助成金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第 6 号）により交付決定者に通知する。

5 市長は、第 2 項の規定による交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告）

第 6 条 交付決定者は、設置等が完了したときは、その日から起算して 1 月を経過した日又は前条第 1 項の規定による申請

をした日の属する年度の末日のいずれか早い日までに関市地区集会施設設置等実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記様式第8号）
 - (2) 設置等に係る工事完了後の写真
 - (3) 設置等に係る経費を支出したことが分かる領収書等の書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、関市地区集会施設設置等助成金額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付等）

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、交付決定者の請求により助成金を交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、設置等の完了前に助成金の一部について概算払をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするとき及び前項ただし書の規定により助成金の概算払を受けた場合であって、当該概算払を受けた額（以下「概算払受領済額」という。）が前条の規定により確定した助成金額（以下「確定額」という。）を超えないときの当該確定額との差額の交付を受けようとするときは、関市地区集会施設設置等助成金（概算払）請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により助成金の概算払を受けた交付決定者は、概算払受領済額が確定額を超える場合は、関市地区集会施設設置等助成金精算書（別記様式第10号）を市長に提出し、その差額を返還しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により助成金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が助成金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市地区集会施設設置等助成金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知する。

（助成の制限）

第10条 1の集会施設に対する助成金の交付は、1年度につき1回とする。ただし、台風、地震、火災その他災害による復旧で市長が必要と認める理由により設置等をする場合は、この限りでない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の関市地区集会施設設置等助成規則の規定は、施行日以後に設置又は改修に着手する集会施設について適用し、施行日前に設置又は改修に着手した集会施設については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月24日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月17日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の関市地区集会施設設置等助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に設置若しくは改修又はエアコンの設置に着手する集会施設について適用し、この規則の施行の前日に設置若しくは改修又はエアコンの設置に着手した集会施設については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年12月16日規則第45号）

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 4 条関係）

区分	助成金の額の計算方法	限度額
1 集会施設を設置する場合	助成対象経費×0.5	100,000円×世帯数又は10,000,000円のいずれか低い額
2 集会施設を改修する場合	助成対象経費×0.5	3,000,000円
3 エアコンを設置する場合	助成対象経費×0.5	1,500,000円

年 月 日

関市長 様

所 在 地

名 称 及 び

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

関市地区集会施設設置等助成金交付申請書

関市地区集会施設設置等助成金の交付を受けたいので、関市地区集会施設設置等助成規則
第5条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

関係書類

- （１） 事業計画書（別記様式第2号）
- （２） 収支予算書（別記様式第3号）
- （３） 設置等に係る工事の見積書
- （４） 設置等に係る工事の着工前の写真
- （５） 集会施設の位置図
- （６） 設置等に係る工事の施工の前後が分かる図面
- （７） 設置等に係る工事の契約書
- （８） その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業経費の負担区分

（単位：円）

事業経費	内 訳			備 考
	市 費	団 体 費	そ の 他	

収支予算書

【 歳 入 】

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
合 計		

【 歳 出 】

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
合 計		

所在地
名 称 様

関市地区集会施設設置等助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった関市地区集会施設設置等助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、関市地区集会施設設置等助成規則第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

決 定 の 内 容	交付・不交付
助 成 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

- （１） 設置等が完了したときは、別に定める様式により報告してください。
- （２） 交付決定者がこの規則の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により助成金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が助成金の交付を適当でないと認めたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

関市長 様

所 在 地

名 称 及 び

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

関市地区集会施設設置等助成金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市地区集会施設設置等助成金について、申請の内容を変更（設置等を中止）したいので、関市地区集会施設設置等助成規則第5条第3項の規定により、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

記

1 申 請 区 分 変 更 ・ 中 止

2 変 更 の 内 容

3 変 更（中止）の理由

備考 変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。

関市指令 第 号

所在地

名 称

様

関市地区集会施設設置等助成金交付申請変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった関市地区集会施設設置等助成金の交付に係る申請の内容変更（設置等の中止）については、申請のとおり変更（中止）することを承認しましたので（承認することができませんので）、関市地区集会施設設置等助成規則第 5 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

承認の条件・不承認の理由

年 月 日

関市長 様

所在地
名称及び
代表者氏名
電話番号
FAX番号

関市地区集会施設設置等実績報告書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市地区集会施設設置等助成金に係る設置等が完了したので、関市地区集会施設設置等助成規則第6条の規定により、関係書類を添付して報告します。

記

1 事業の実績

2 事業の内容と効果

3 事業経費の負担区分

(単位：円)

事業経費	内 訳			備 考
	市 費	団 体 費	そ の 他	

4 関係書類

- (1) 収支決算書（別記様式第8号）
- (2) 設置等に係る工事完了後の写真
- (3) 設置等に係る経費を支出したことが分かる領収書等の書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

【 歳 入 】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

【 歳 出 】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

関市指令 第 号

所在地

名 称

様

関市地区集会施設設置等助成金額確定通知書

年 月 日付けであった実績報告に基づき、下記のとおり関市地区集会施設
設置等助成金の額を確定したので、関市地区集会施設設置等助成規則第7条の規定により通
知します。

年 月 日

関市長

印

記

助成金の確定額

金

円

年 月 日

関市長 様

所在地
名称及び
代表者氏名
電話番号
FAX番号

（概算払）請求書
関市地区集会施設設置等助成金
精 算 書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市地区集会施設設置等助成金の
{

 交付を受けたい
 概算払を受けたい
 精算をしたい

}
 ので、関市地区集会施設設置等助成規則第8条
 第2項 の規定により、下記のとおり 請求
 第3項 返還 します。

記

1 （概算払）請求（返還）金額 金 円

2 内 訳 (円)

交 付 申 請 額	① 交 付 決 定 額	② 概 算 払 請 求 額	③ 差 額 (① - ②)
④ 額 確 定 額	⑤ 概 算 払 受 領 済 額	⑥ 差 額 (④ - ⑤)	⑦ 返 還 金 額

（注意） ⑦返還金額は、⑤概算払受領済額が④額確定額を超えている場合の⑥差額の金額を記入してください。

3 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 出張所
預 貯 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

関市指令 第 号

所在地

名 称

様

関市地区集会施設設置等助成金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に

〔より関市地区集会施設設置等助成金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市地区集会施設設置等助成金の全部（一部）の返還を決定した〕 ので、
関市地区集会施設設置等助成規則第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返 還 額	円	返 還 期 限	年 月 日